

○議案第46号 平成26年度守口市一般会計補正予算（第4号）

□□□審議経過□□□

＝福祉保健委員会委員長報告＝

本案は、先の6月市議会定例会において議決された工事請負契約が、その後工事請負業者の債務不履行により、当該契約が解除となったことに伴い、第二中学校第15棟解体工事を除いた、(仮称)寺方保育所・南保育所統合園舎新築工事について、改めて工事請負契約を締結し、当該統合園舎の建設を行おうとするものであります。

本委員会といたしましては、審査の結果、当該統合園舎については、当初予定していた開園時期よりも遅れることとなったが、施設の整備を支障なく進め、万全の体制で保育の実施に臨めるよう努められたいと希望意見を付し、満場一致をもって、これを原案どおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、委員長報告といたします。

＝建設文教委員会委員長報告＝

本委員会が付託を受けました所管費目の補正内容は、木造住宅耐震改修補助事業に関し、大阪府の交付要綱改正に伴う補助限度額の増額などに係る費用、また、平成27年度からの運用開始を目指す図書管理システムのインターネットの設定等に要する通信に係る経費などが主な補正内容であります。

本委員会といたしましては、審査の結果、図書管理システムの導入により、守口市生涯学習情報センター、守口文化センター並びに市内各公民館の蔵書について、自宅のパソコン等でインターネットから検索・予約することが可能となるが、今後はシステムの導入のみにとどまらず、他市における、例えば図書の宅配サービスや電子書籍の導入などの先進的な取り組みについて研究するなど、さらなる利用者の利便性の向上に努められるとともに、あわせて、図書のより一層の充実についても検討されたいこと。

また、貸出記録などの個人情報の保護には万全を期されたいとの希望意見を付し、賛成多数をもって、これを原案どおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、福西委員、真崎委員におかれましては、他の費目との関係で反対の意を表明されましたことを付言いたします。

以上、委員長報告といたします。

＝総務市民委員会委員長報告＝

本委員会が付託を受けました所管費目の内容は、社会保障・税番号制度関連4法が成立し、平成27年10月から国民1人ひとりに個人番号が通知される予定であることに伴う、システム利用負担金及び住民基本台帳システムの改修費、また、新たな市役所本庁舎とするため、三洋電機本社第1ビルの土地及び建物の鑑定委託料及び公有財産購入費が主なものであります。

なお、本補正予算を審査するにあたり、三洋電機本社ビルへの移転が効果的であり、早急な庁舎整備、あるいは庁舎問題の意思決定を求める趣旨の陳情が計13の団体から提出されており、本補正予算と関連いたしますことから、委員会において併せて協議を行ったことを申し添えます。

さて、理事者においては、市庁舎の整備に向け、整備手法として、現在地での建て替え、市民会館跡地での建て替え、三洋電機本社ビルの活用の3案が示された「庁舎整備に係る検討報告書」が作成され、理事者からの申し入れにより、議会運営委員会協議会において、協議が行われてきたことは、ご承知のとおりであります。

このような中、去る9月3日に開催されました議会運営委員会協議会において、市長から、三洋電機本社ビルへの移転が最も守口市にふさわしいのではないかと結論に至ったとの意思表示があったわけであり、

これら経過を踏まえ、本委員会といたしましては、付託を受けました所管費目のうち、特に、三洋電機本社第1ビルの購入に係る経費について、長時間にわたり、審査を行い、建物の耐震性能と整備費用の2点に議論が集中いたしましたことを、まずもって申し上げます。

それでは、その経過と結果につきましてご報告申し上げます。

まず、三洋電機本社ビルは、相手方から取得している構造計算書によると、建物の安全性を示す重要度係数は1.201である。また、安全性が高い順に、構造体をⅠからⅢ類に分類する、国の「官庁施設の総合耐震計画基準」に基づくと、Ⅲ類であることから、大規模災害が発生した有事に備え、隣接している記念館を補強及び改修し、Ⅰ類の耐震性能を確保したうえで、災害対策拠点とする考えが理事者から示されたわけであり、災害対策拠点とする考えが理事者から示されたわけであり。

これを受け、有事の際、Ⅲ類である10階建ての本館において、電気、システムなどの建築設備等が損傷し、建物の機能が確保されない可能性があることから、通常業務が継続できるのか危惧されるとの質疑に対し、理事者から、三洋電機本社ビルは、新耐震基準で設計され、重要度係数が国の基準においてⅢ類とされる1.0の値より、約2割の余裕を持ったⅡ類に近いⅢ類であり、建築設備等についても同程度の安全性に近いと考えており、通常業務は一定、行い得るとのことであった。

しかしながら、理事者は、外部の専門家から意見聴取を行い、国の基準において、一般庁舎はⅡ類の分類とされていること、また、三洋電機本社ビルの耐震性能はⅡ類に近い数字ではあるが、あくまでもⅢ類であるとの見解を確認した事実がある。したがって、通常業務が行い得るとする理事者の認識は、専門家により調査され、担保されているわけではないことから、市民の安全・安心のためには、Ⅱ類の安全性、重要度係数1.25を確保する必要があるのではないかと指摘がなされるとともに、Ⅲ類からⅡ類へ上げるよう強く要望するとの意見が出されたわけであり、

これに対し、市長から「耐震安全性の確認のため、耐震診断を実施し、その結果により、専門家及び議員各位の意見を賜りながら、改修等の措置については判断する」との発言があったわけであり、

一方で、市長から三洋電機本社ビル本館を耐震補強する可能性への言及があったことを受け、本館をⅢ類からⅡ類へ改修する費用などを問いただしたところ、正確な経費は示されなかったわけである。さらには、総合窓口、議場などの三洋電機本社ビルの改修費もあくまで概算でしかなく、既存設備の更新費用の将来負担も明確ではない。よって、これら詳細な経費が示されていない以上、新築と整備費用に差がなくなる可能性もあり、三洋電機本社ビルへの移転を決定するにあたり、十分に検討がなされていないと言わざるを得ないとの意見が出されました。

その後、作田委員から、審査の経過を踏まえると、今回、三洋電機本社ビルの購入に関しては、賛同し難いとの理由により、歳出においては、当該ビルの鑑定委託料及び購入費、また、歳入においては、基金からの繰入金、地方債など購入等に係る財源を削除する修正案が提出されたわけであり、

本委員会は、引き続き本修正案について、審査を行いました結果、修正案については賛成少数をもって否決すべきものと決定し、原案については賛成多数をもって可決すべきものと決した次第であります。

なお、作田委員におかれましては、三洋電機本社ビルの購入については、まだまだ議論する余地が残されており、市民に対するタウンミーティング等々での説明内容と、今後、恐らくや、変わり得る可能性が十分にあることから修正案に賛成し、原案に反対の意を表明されました。

杉本委員におかれましては、南海トラフ巨大地震に備え、最新の防災対策ができるときに、免震、制震装置がない三洋電機本社ビルを購入することには反対であり、改修費についても、改修してみないことにはわからず、過去、市民会館の改修において、決算額が予算額を大きく上回ったこともあり、想定以上の金額になる可能性もあることから、修正案に賛成し、原案に反対の意を表明されました。

また、竹内委員におかれましては、スピーディに行動、決定し、耐震についても市長から発言があったとおり、しっかりと進め、指摘された問題点についても解消し、三洋電機本社ビルを購入し、より良い市役所としていただきたいことから修正案に反対し、原案に賛成の意を表明されました。

木村委員におかれましては、早急な庁舎移転を望む声がたくさんあり、パブリックコメント、タウンミーティングでの市民アンケート、陳情等も鑑みると、早期に移転することが望ましいことから修正案に反対し、原案に賛成の意を表明されました。

松本委員におかれましては、様々な思いはあるが、移転期間の短さ、市民アンケートでの三洋電機本社ビルへの期待の大きさ、加えて、市長から、耐震性能の安全性、1.25への前向きな答弁に大きく期待し、修正案に反対し、原案に賛成の意を表明されましたことを付言いたします。

以上、委員長報告といたします。